

○文部科学省告示第五十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条の七、第七十九条の十、別表第二の二備考第三号及び別表第二の三備考第三号の規定に基づき、義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

文部科学大臣 馳 浩

義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件

1 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における小中一貫教育（小学校における教育及び中学校における教育を一貫して施す教育をいう。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように取り扱うものとする。

一 義務教育学校の前期課程又は中学校併設型小学校において、学校教育法施行規則別表第二の二備考第三号の規定により各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「小学校教科等」という。）の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該小学校教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てること。

二 義務教育学校の後期課程又は小学校併設型中学校において、学校教育法施行規則別表第二の三

備考第三号の規定により各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「中学校教科等」という。）の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該中学校教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等の授業時数に充てること。

三 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における指導については、次のように取り扱うものとする。

イ 義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校と義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容については、小学校教科等又は中学校教科等の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができること。

ロ 義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における指導の内容の一部については、義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができること。

ハ 義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容の一部については、義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校において当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

ニ 義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における小学校教科等の内容のうち特定の

学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

ホ 義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における中学校教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができるとされているものについては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

2 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における教育課程は、次に掲げる要件を満たして編成するものとする。

一 九年間の計画的かつ継続的な教育を施すものであること。

二 学校教育法施行規則第五十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項（次号において「内容事項」という。）が、義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程全体を通じて適切に取り扱われていること。

三 内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が、義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程全体を通じて適切に確保されていること。

四 児童又は生徒の発達の段階並びに小学校教科等又は中学校教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系的に配慮がなされていること。

五 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。

六 前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。